

厚 生 委 員 会

令和元年9月13日(金)

厚生委員会

日 時 令和元年9月13日（金）午後2時00分開会—午後2時27分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷崎、道工、坂原、反保、竹原、奥野

欠席委員 なし

傍聴議員 和田、辻下、小川

出席理事者 田代町長
中口副町長
松岡副町長
笠間教育長
松井しあわせ創造部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長
栗山総務部理事兼財政改革部理事
今坂しあわせ創造部理事兼住民課長
寺田子育て支援課長

案 件

議案第54号の質疑に対する答弁の訂正について

(午後2時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、こんにちは。

本日は、開催通知でご案内させていただいたとおり、議案第54号の質疑に対する答弁に誤りがありましたので、急遽開催することになりました。

それでは、ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者については、相馬部長より体調不良のため欠席する旨、届けが提出されております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定を願います。

町長の申し出がありますが、皆さんよろしいですね、どうぞ。

田代町長 大変貴重な時間をいただきまして、申し訳ございません。

このたびの厚生委員会、先の厚生委員会で議案第54号の委員さんの質問に対して間違った答弁をしたことについて、今日このような会議を開いていただいたことを、誠に感謝申し上げます。

今後こういうことのないように、しっかりと答弁に間違いのないように、また、間違った場合は直ちに訂正をさせますので、どうか、今回の厚生委員長様、正副委員長様のご配慮に心から感謝申し上げ、また、委員の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げて、私からのおわびのあいさつとさせていただきます。どうも、申し訳ございませんでした。

松尾委員長 それでは、議案第54号の答弁訂正について、理事者から説明をお願いしたいと思います。

寺田課長。

寺田子育て支援課長 本日は議案第54号に対する質疑に誤りにより、貴重な時間をお割きいただき申し訳ございませんでした。

心からおわび申し上げます。

令和元年9月10日に開催されました厚生委員会における質疑におきまして、回答内容に誤りがございましたので、訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

内容につきまして、説明させていただきたいと思います。

訂正箇所につきましては、議案第54号の審議中、中原副委員長から質問のございました、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設に係る条例を、本町においても既に定めているのかという趣旨の質問に対しまして、そのようにご理解いただきたいと、本町の条例に既に制定済みであるかのように答弁をいたしました。

しかし、ご質問のございました条例は、本年10月に国の幼児教育・保育の無償化の実施を控え、認可外保育施設は国の指導監督基準等を満たさない施設であっても、経過措置といたしまして5年間は無償化の対象とされることから、自治体が認可外保育施設の質の向上を図っていくために制定するものを差しているものであり、本町におきましては、そのような条例は制定しておりませんので、ここに訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 先ほど担当課長のほうから条例は制定していないという訂正をさせていただきます、それにおいて、それでは本町において制定するべきものではないのかというふうなお話があるかと思えます。

今回、この質問に該当する条例につきましては、子ども子育て支援法の一部改正する法律において、当該市町村における保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して、特に必要があると認めるときはという規定がされているものでありまして、平たく言いますと、いわゆる待機児童の解消が急務である自治体において、独自で基準を定める条例となっております。

その点におきましては、本町において、これまで待機児童が発生させていないということから、当該条例は、現在も制定しておらず、また、現状におきましても、今後制定する予定はないということを説明させていただきます。

なお、岬町において認可外保育施設2施設についての、今の現状について、もう一度、担当課長のほうから説明はさせていただきますので、よろしく願いいたします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 ただいま部長からありました、岬町内に所在する認可外保育施設の運営状況について、補足の説明をさせていただきます。

まず、近畿中央ヤクルト岬保育所は本年7月に立入調査検査が行われ、認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが確認されております。

そして、もう1園、花水木保育園は本年8月に立入調査が実施され、認可外保育施設指導監督基準を満たしており、立入検査は2施設とも良好な結果となっております。

松尾委員長 ただいまの訂正に関しまして、質疑等ございませんでしょうか。

中原副委員長。

中原副委員長 質疑の前に、今回こういった機会を設けていただいて、ありがたかったなというふうに思っています。

私の質問に対する答弁の訂正ということでありまして、訂正の手法としてはいろいろ議会としてはあるわけなのです。例えば最終日の本会議に訂正をするというようなことも可能ではあるのですが、私はこの今、訂正されたことにかかわる部分については、非常に大事なポイントだというふうに思っておりますので、できれば再度、委員会を開いてきちんと訂正をいただきたいということをお願いしたところなのです。

それに従って、こうして開催いただいたことは、本当にありがたいことだなというふうに思っております。委員の皆さんにも感謝は、私からも申し上げたいと思います。

また、ご配慮をいただいた委員長にもお礼を申し上げたいなというふうに思います。

今回、この条例を提案するに至った発端としては、国政上で子ども子育て支援法の一部が改定されたというところに端を発するわけですが、その中身が非常に難解というか、複雑怪奇でありまして、私は率直に言って担当課が、恐らく私の質問を前提部分をちょっと違うものというふうに誤解をされてお答えになったというものだったのだらうというふうに思っているのですが、そういう行き違いが起こってもいたし方ないような、非常に複雑なものを国からおろしてこられて、それを市町村で何とか具体化しなければならないということで、担当課の苦勞については、本当に大変なことだったなというふうに思いますし、また、この後、これが実際に運用していくに当たっても、非常に大変だと思うのです。

ですので、大変ご苦勞なことかと思うのですが、子どもたちの保育・教育環境が安全・安心であることは、もう当然のことながら、より豊かなものになるようにしていただきたいと思えますし。

また、無償化が広がるわけですから、そのことについても対象となる方にはき

ちんと無償化が恩恵が受けられるように仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

それで、今、ご説明をいただきました。認可外保育施設については、特段岬町の条例として制定したり、また、条例を改定することなしに認可外保育施設、今ある二つの、岬町内の二つの認可外保育施設については対象になる、無償化の対象として利用ができると、保護者はというお答えをいただきました。

これは、ファミリー・サポート・センター事業についてもそのように受け取っておいていいのかどうか。念のため確認をさせていただきたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 ファミリー・サポート・センターで行っております事業につきまして、9月10日の委員会におきましても説明させていただきましたが、協力会員さん、援助会員さんで保育、預かられて保育していただく事業等については対象となっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 特に、岬町で条例を改定するとか。そういう作業は必要なく、経過措置というか、5年間というものの中にファミリー・サポート・センターも入るというふうに理解したらいいということですね。はい、そのようでした。ありがとうございます。

それで、先ほどの説明でヤクルトと花水木の、いわゆる事業所内保育事業というところに、きちんと立入調査もされて指導監督基準も満たしているということが確認されたということでありましたから、大事なのはそこだというふうに思うのです。

指導監督基準というのは、国が設けているわけですが、子どもたちが受ける保育の環境の質の面で、どんなものを満たしていれば監督基準を満たすのかということが定められているわけです。例えば、認可外保育施設の場合は、保育士ではなくても、保育に従事するものであればいいとかいうふうになっていて、多奈川保育所、フイもそうですけれど、公立の保育所よりも低い基準でも保育が行えるということになっています。

それで、よく事故が起こるといようなことがあるわけなのですが、立入調査に入っていないケースなんかも、全国では非常に多いので、年に一回の立入調査は原則ということになっていますけれど、なかなか実態としてはきちんとさ

れていないという実態があるようですから、先ほど確認をさせていただきましたが、今後も必ず年に一回の立入調査は必ず行っていただくということを努力していただきたいなというふうに思いますし、その立入調査については、基本的には事前にお知らせをして立ち入るということになっているのですよ。

ですので、そうすると立ち入られる側としては、もしもまずいことがあっても準備できてしまうわけなので、抜き打ちも含めて、実態を正確に把握するという努力は引き続き行っていただくようお願いをしておきたいと思います。

それで、合わせてお尋ねをするのですけれども、さっき松井部長のほうから附則、子ども子育て支援法の一部改定の附則の第4条2項に書かれている、岬町で条例を定めないといけない場合はこうなのだという説明があつて、それで、特にその必要がない。うちでは待機児童がないので、特に条例を設けて運用する必要がないから、今回は条例に書いていないし、今後もそういうことはないと思うということだったのですけれど、子どもたちが劣悪な環境の中で保育を受けるといことがないように、というのは願っているところなのですが、もしも進出してくるといようなことになった場合、わからないうちに運営が始まっているといようなケースもあるので、岬町の場合は、もうすぐわかるかなとい気がしますし、余り進出してくることも考えにくいのですが、もしも、そういった対象になるところが進出してくるといことになったら、改めて条例を制定していくといことで、対応していくのか。お尋ねしておきます。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今、副委員長言われるように、今後どうなっていくかわかりませんが、万が一、認可外保育施設で国の基準を満たさない施設が出てくるようであれば、5年間の経過措置の間では給付対象の施設になるといことですので、劣悪な環境の施設が出てくるのであれば、町独自の基準をきっちり設けて、条例の制定をする必要があると考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 はい、結構です。岬町は、現時点で待機児童がありませんし、できれば、今ある施設、公立の施設等で必要な保育が受けられるようにしていくべきだといふふうに思いますので、もし、そういった望ましくない、子どもたちの育ちにとっても望ましくない事業者が出てくるといようなことがあった場合は、改めて、そのときに議論するといことになるのでしょうけど、条例で基準を定めていく

のか。それともそういった施設はもう無償化の、利用しても無償化の対象にしない。条例を定めない場合はそういうことになりますので、そういう、そういうやり方をするということがありますよね。望ましくない施設が進出してきただとしても、無償化の対象とはしないという対応の仕方もあるかなというふうに思いますので、もし、そういうケースが発生したら、そのときに、また検討の課題として議論したいというふうに思います。

そこで、合わせてお尋ねをするのですけれど、この無償化の中で、きのういろいろと、一昨日、一昨々日、10日いろいろ聞かせていただきました。

それで、その中で私立の幼稚園について、公立とは違う対応が行われる予定だと。要するに、公立は対象になる子どもたちの保護者には保育料と食材料費は徴収しないということでありましたけれど、私立は二つある園まちまちですけれど、10月からは教円幼稚園については、保育料は無償になるけれど食材料費は徴収するという予定のようだと確認しました。それで、海星幼稚園については、今年度については徴収しないけれど、4月からは幾らか食材料費については、保護者負担を求める方向で検討しているということでありました。

それに対して、もう少しお聞きしたいと思うのは、公立私立かかわらず格差なく同じ年齢の3歳から5歳の子どもたちは、公立は食材料費は無償になるわけですから、私立もそのように町が補助を出すということで、子育て支援を図ってはいかがかというふうに思って、総務文教委員会でもそのようにお聞きしていたのですが、それは子育て支援課の担当としては、私立への給食費の補助については検討をなさったのかどうか。今回のこの提案に至るに当たって検討なさったのかどうか。お聞きしたいと思います。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今回、町立保育所並びに町立の幼稚園の食材料費の免除、無償化についてぎりぎりのところまで、内部で議論をさせていただきまして、最終的に無償化と合わせて食材料費も徴収しないという判断をさせていただきました。

それに合わせまして、私立幼稚園に通っていただいている保護者の方々からも、また幼稚園の施設の方々からも窓口ないし担当課のほうにも、いろいろ公立はどうされるのですかという問い合わせの中で、今、検討中というお話はさせてもらっていたのですが、保護者からの要望、また、私立幼稚園からの、施設の方からの要望等、今、聞いているところでございます。できれば、公立と私立と

差がないような形で補助をしていただけないかという施設からの要望もございました。

それを受けまして、今後どうしていくかということにつきましては、十分に検討をする必要があるのかなというふうに、担当部署としては考えておりますし、検討するに当たりましては、当然、財政部局のほうとも協議をしながら、どういう形になるかわかりませんが、一部補助という形になるかもしれませんけれども、前向きに検討していけたらなというふうに思っております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 前向きに検討していけたらなというご答弁でありました。ということは、公私の差なく、もしかしたら一部補助になるかもしれないけれどもということもありましたけれど、そうであったとしてもできるだけ差が少なくということ、担当としては思っているのかなと思いますけれど、前向きに検討するということは、担当としてその中身を要求を上げていくというお考えだということなのですね。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 担当部署としては、そういうような形で財政部局とも協議しながら、話をしていきたいなと思っています。

(「委員長、動議です」の声あり)

道工委員 すみません。中原副委員長の発言をとめるのと違うのですが、今日は訂正のための委員会をやったのですね。中身審議するのやったら、それは私らも、それはまた考え違うから、できれば訂正箇所の部分だけの同意をいただいて、こうやっていただきたいと思うのですけどね。

松尾委員長 そうですか、坂原委員。

坂原委員 というか、今日は訂正のための委員会やからね。訂正箇所についてだけの質問ですべきだと思いますわ。

松尾委員長 そういった委員の皆さんから、谷崎委員。

谷崎委員 今日でなくてもいいのですが、急いで納期を決めて、この間、ご質問しましたゼロ、1歳、2歳、第1子、いわゆる360万円未満のですね。またご報告もお願いしたいと思います。

松尾委員長 ちょっといいですか。坂原委員と道工委員からそういった意見が出ております。副委員長。

中原副委員長 もう終えたいと思います。

松尾委員長 それでよろしいですか。

道工委員。

道工委員 ごめんなさいね。えらいとめてしまって申し訳ないけど。

こういう会議をもたないかんということ自身がおかしな話で、特に、条例や規則があるかないか。そんなことを間違ふこと自身、私はもう課長だけに責任はないと思うのですよ。そのときに聞いておった皆さん方が、理事者の方が気づかなあかん。

私もそのとき、あつと疑問には思ったのやけども、自信なかった。そやけど、もう特に部長やら、総務部長わやな。プロフェッショナルやから、しっかりその場で確認をしてやな。その場のときに訂正をできるように、やっぱりしてあげなあかんと思うのですわ。数字の間違いとかね。そんなことはあつても仕方ないけどもね。条例規則のあるかないかぐらいは間違わんようにせなあかん。それだけ要望ときます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 訂正箇所については、おおむね理解できました。

ただ、条例関係のは、ちょっと中身ややこしいので、詳しくはまだようわからんところあるのですけど、ただ確認したいのは念のため、今日の訂正箇所というのは、今回のこの条例一部改正にとって、根幹をなすものになるのですか。その辺、ちょっとようわかってないところあるのですけど、その辺確認しとかんかったら、採決変わるかわからへんから、念のため、お願いします。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 今回の議案第54号の関係する条例改正なのですけれども、今回、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正。

あともう一つ、利用者負担額にかかわる条例の改正もありますけれども、改正理由の元となる子ども子育て支援法の一部改正の内容について、認可外保育施設等の質疑を回答、質疑に回答させていただいておりますので、特に、この条例が定めている、定めていないにかかわらず、今回の一部改正には何ら影響はないものと考えます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 委員長に確認するのですけど、この訂正してもうた結果で、もう一遍採決やる

のですか。

松尾委員長 いや、もうどうですか。皆さん、ないと思うのですが、私はね。それでいききたいと思うのですが、中原副委員長。

中原副委員長 差し戻して質疑ということではないので、訂正ということですので、私も委員長から聞かれたのですよ。賛否が変わることありますかと、その結果によってということも、あらかじめ聞かれていたので、討論はまた本会議の機会もありますし、一応いろいろ私の意見はつけた上で賛成はしたので、それを変えるつもりは、そこまでは思っていないと。

ただ、私にとっては、今回の審議の中で幾つか聞きたい、確認をしたいポイントの中の重要な点なので、ぜひ、もう一度開催をということでお願いをしました。ですので、討論や採決をもう一度ということは、私も求めてはおりません。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 では、もう採決はしないということやね。

松尾委員長 そう思っています。そう思っていますので、ご理解いただければと思います。

そのほかの委員さんで、この件について何かご意見。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 ないですか。

それでは、以上で、厚生委員会を閉会したいと思います。

お疲れさまでございました。

(午後2時27分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年9月13日

岬町議会

委 員 長 松 尾 匡